

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北斗市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道北斗市長

公表日

令和8年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>・北斗市(以下「市」という。)は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①各種異動の申請に関する事務 ②各種支給に関する事務 ③各種事業の実施に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	障害者福祉システム、団体内統合連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表(9、20、21、22、51、67、117の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第四欄(利用特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」等が含まれる項(14、15、16、37、75、92、144、145、146の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : 第二欄(特定個人番号利用事務)が身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき行われる事務が含まれる項(14、15、16、37、75、92、144、145、146の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部保健福祉課
②所属長の役職名	民生部保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北斗市総務部総務課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号 0138-73-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北斗市民生部保健福祉課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号 0138-73-3111
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・本人からのマイナンバー取得の徹底 ・住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことの徹底

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</div> <div style="text-align: right;">[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・システムによるアクセス権限の制限 ・利用できる端末の制限 ・アクセスできる端末の指紋認証等の2段階認証 ・職員ID及びパスワードの適切な管理 マイナンバー関係の事務は、利用事務におけるガイドラインの留意事項を遵守しており、リスク対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1(8、11、12、14、34、47の項)	・番号法第9条第1項 別表第1(8、11、12、14、34、47、84の項) ・番号法別表第1表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条	事後	
令和1年6月28日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : 第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」等が含まれる項(16、19、22、26、27、28、31、54、55、56の2、57、87、106、116の項)	(別表第二における情報提供の根拠) : 第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」等が含まれる項(16、19、26、27、28、31、54、55、56の2、57、87、106、108、109、116の項)	事後	
令和1年6月28日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) : 第二欄(事務)が身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき行われる事務が含まれる項(9、10、11、15、20、22、23、24、25、53、66、67、68、85の項)	(別表第二における情報照会の根拠) : 第二欄(事務)が身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき行われる事務が含まれる項(9、10、11、15、20、53、66、67、68、85、108、109、110の項)	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	民生部保健福祉課長 安藤 裕樹	民生部保健福祉課長	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	
令和3年3月8日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : 第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」等が含まれる項(16、19、26、27、28、31、54、55、56の2、57、87、106、108、109、116の項)	(別表第二における情報提供の根拠) : 第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」等が含まれる項(8、9、11、12、15、16、19、20、26、31、53、56の2、57、87、108、109、116の項)	事後	再評価
令和3年3月8日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) : 第二欄(事務)が身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき行われる事務が含まれる項(9、10、11、15、20、53、66、67、68、85、108、109、110の項)	(別表第二における情報照会の根拠) : 第二欄(事務)が身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき行われる事務が含まれる項(10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項)	事後	再評価
令和3年3月8日	II-1 対象人数	令和1年6月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	再評価
令和3年3月8日	II-2 取扱者数	令和1年6月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	再評価
令和3年11月25日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法の一部改正による修正
令和3年11月25日	II-1 対象人数	令和3年2月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年11月25日	II-2 取扱者数	令和3年2月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年11月25日	IV-8 監査	[] 自己点検 [O] 内部点検	[O] 自己点検 [] 内部点検	事後	評価書の見直し
令和8年3月19日	II-1 対象人数	令和3年2月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和8年3月19日	II-2 取扱者数	令和3年2月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和8年3月19日	I 9. 規則第9条第2項の適用	(なし)	項目を追加	事後	
令和8年3月19日	IV-8 人手を介在させる作業	なし	十分である	事後	評価書の見直し
令和8年3月19日	IV-11-最も優先度が高いと考えられる対策	なし	十分である	事後	評価書の見直し
令和8年3月19日	1-②事務の概要	番号法別表第2に基づき	番号法に基づき	事後	番号法の一部改正による修正
令和8年3月19日	3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1(8、11、12、14、34、47、84の項) ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条	・番号法第9条第1項 別表(9、20、21、22、51、67、117の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条	事後	番号法の一部改正による修正

